

公益財団法人昭瀝記念財団  
2025年度奨学金募集要項

1. 趣 旨

本財団は、道路舗装に関連する理工学分野を対象とした学術・科学技術の振興並びに人材の育成を通じ、社会の発展と豊かさの向上に貢献することを目的とする。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学金の用途については、本人の学業遂行のために使用するものとする。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とする。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 本財団の理事会において指定した大学に在籍し、理工学（工学部・理工学部などの理工系学部）を学ぶ者（2025年4月1日時点で学部2年生以上及び大学院生で日本国籍を有する者に限ります。）

※ 指定校制を採用しています。別紙の「指定校一覧表」を参照ください。

- (2) 本財団の定める学力基準及び家計基準を満たす者
- (3) 過去に本財団の奨学生であった者も、再応募可能です。

4. 採用人員

40名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額

月額25,000円

- (2) 支給の期間

原則として1年間とする。ただし、本財団の定める奨学金の廃止事由に該当する場合には、終了する場合があります。

- (3) 支給の時期

奨学金は、4月に遡及して、毎年度3か月分を3か月ごとに振込送金の方法により支給します（2025年度振込予定日：2025年6月末日（※）、2025年9月末日、2025年12月末日、2026年3月末日）。

（※）6月末日のみ、願書締切日等の延長により後日に延期することがあります。

## 6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるとき。
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (7) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

## 7. 募集方法

大学を通じて募集します。別紙の「指定校一覧表」を参照ください。  
学生からの直接応募は一切受け付けません。

## 8. 募集期間

本財団の募集期間は原則、2025年4月1日（火）～2025年5月10日（土）です。募集期間内必着で、指定大学経由で本財団宛に「9.応募の手続」の資料を提出してください。

また、学内募集の時期や方法は、指定大学により異なる場合がありますので、指定大学の担当課へ問い合わせてください。

## 9. 応募の手続

次の書類を揃え、在学大学の指定する日までに大学の担当窓口へ提出してください。

- (1) 奨学生願書（所定の様式；「e-mail、電話欄」は、特に鮮明に記入してください。）
- (2) 最新の成績証明書
- (3) 父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る直近の給与所得の源泉徴収票のコピー又は所得税の確定申告書の写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）
- (5) 大学学長等の推薦書（所定の様式）

※「奨学生願書（両面）」「個人情報の取扱いに関する同意書」「奨学生推薦書（両面）」の様式は、本財団ホームページにアップロード致します。

## 10. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団の選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、6月中旬までに大学を経由して本人に通知します。（願書締切日等の延長があった場合は、後日に延期することがあります。）

## 11. 採用決定者の提出書類

- (1) 採用決定者は、決定通知書を受領後、遅滞なく、振込口座（奨学生本人口座に限る）等を記載した「誓約書」及び「住民票の写し」（同一世帯内全員分の記載のあるもの）を大学の担当窓口を経由して本財団へ提出してください。

尚、「誓約書」の身元保証人は、「4親等以内の成人親族、或いは大学教授、学生課長等」での対応をお願い致します。

（初回の奨学金の支給について、2025年6月末日を予定しているため、2025年6月20日（金）、本財団必着でお願いします。なお、願書締切日等の延長があった場合は、改めてご連絡致します。）

- (2) 採用決定者は、奨学金を受領の都度、遅滞なく、「奨学金受領書」を大学の担当窓口を経由して本財団へ提出してください。
- (3) 採用決定者は、奨学金の給付期間終了後、遅滞なく、「成績証明書」（最終年次の場合には、「成績証明書」及び「卒業をしたことを証する書類」）及び「生活状況報告書」を大学の担当窓口を経由して本財団へ提出してください。

※「誓約書（両面）」「奨学金受領書（両面）」「生活状況報告書」の様式は、本財団ホームページにアップロード致します。

## 12. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記載内容の確認のため本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。なお、面談を行う場合には、事前にご連絡します。
- (2) 応募書類の返却は致しませんので、ご了承ください。
- (3) なお、年1回程度、奨学生交流会の実施を予定しています。採用された方には、改めてご連絡致しますので、積極的な参加をお願い致します。
- (4) 奨学金支給日や交流会開催日のご連絡等を本財団ホームページの「お知らせ」にアップロード致しますので、随時、ご確認をお願い致します。

以上

<連絡先>

公益財団法人昭瀝記念財団

〒670-0935 兵庫県姫路市北条口4丁目26番地

E-mail : zaidan@shoreki.co.jp

URL : <https://www.shoreki.co.jp/zaidan/>

担当： 久保田 真司

(別表)  
応募資格

1. 学力基準

原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学については、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

	合格 (単位修得)				不合格
評価	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4	3	2	1	0

$$GPA = \frac{\text{履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数} \text{の総和}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$

2. 家計基準

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なるものとする。

家計支持者 (父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人) の収入金額が選考の対象となるが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内とする。

区分	給与所得者	給与所得者以外
3人世帯	791万円	383万円
4人世帯	847万円	439万円
5人世帯	1,124万円	716万円

- ・ 給与所得者：源泉徴収票等の支払金額 (税込)
- ・ 給与所得者以外：確定申告書等の所得金額 (税込)

※ 家計支持者が給与所得者、給与所得者以外の2名の場合

下記の金額を目安に、上記表の「給与所得者以外」の欄の金額以内かご確認ください。

- ・ 給与所得者の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を所得金額として、給与所得者以外の確定申告書等の「所得金額」と合算した金額

【例】

世帯構成：父母 (家計支持者)、子3人の5人世帯

父の収入状況：給与所得者以外に該当 ⇒ 確定申告書の「所得金額」 500万円

母の収入状況：給与所得者に該当 ⇒ 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 150万円

家計基準の判定：500万円+150万円=650万円 ≤ 716万円